

サポーター宣言

- ♥ わたしたちは、多様な障がいの特性を理解し、
お互いが分かり合えるように努めます。
- ♥ わたしたちは、日常生活で障がいのある方が困っている
場面を見かけたら、声をかけ、手助けを行います。
- ♥ わたしたちは、「あいサポート」バッジを身につけ、
気軽に声をかけやすい環境をつくれます。
- ♥ わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、
共に生きるよこびを伝えます。



あいサポートバッジについて

【障がい者サポーター シンボルバッジ】



障がいのある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しました。後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER(サポーター)」の「S」を表現しています。ベースとしている「橙色(だいたいいろ)」は、とっとりけんしゅうしん にほん しやう しやふくし じんりよく 鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「温かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいたい(代々)」にちなみ、あいサポーター(障がい者サポーター)が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。
「あいサポート」とは
 「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、ささ おうえん い み 支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意思で行動することを意味しています。



あいサポートでこころ、つながる

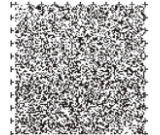
あいサポート運動 ハンドブック



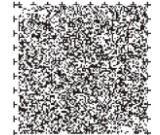
障がいをしり、共に生きる



令和6年10月発行
 編集・発行 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
 電話:0857(26)7675 FAX:0857(26)8136
 電子メール:shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp



目の不自由な方のための音声コード



目の不自由な方のための音声コード

つなげよう、やさしさのカタチ 広げよう、あいサポートの輪

おなじまちに暮らす、たくさんの人々。

その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする方も数多くいます。

例えば、体や精神に障がいのある方。

障がいのある方は、日常の何気ない場面で、

誰かのちょっとした思いやりや助けがあれば、

今よりもずっとイキイキと暮らすことができます。

一人ひとりがやさしさをカタチで表せたら、

そしてみんなのやさしさがつながれば、

きっとこの街はみんなが気持ちよく暮らせる

場所となります。

さあ、あなたもあいサポートの輪に入りませんか？

あいサポート運動って何？

さまざまな障がいの特性を理解し、障がいのある方に温かく接するとともに

障がいのある方が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより

誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。

平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。

そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行された

「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」

(愛称:あいサポート条例)では、「あいサポート運動」を

県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。



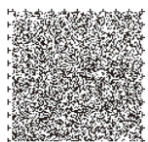
もくじ

目次

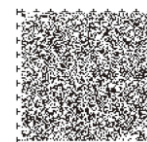
- 視覚障がいについて 2
- 聴覚障がいについて 4
- 言語障がいについて 6
- 盲ろうについて 8
- 肢体不自由について 10
- 内部障がいについて 12
- 重症心身障がいについて 14
- 知的障がいについて 16
- 発達障がいについて 18
- 精神障がいについて 20
- 依存症について 22
- てんかんについて 24
- 高次脳機能障がいについて 26
- 難病について 28
- あいサポーターについて 30
- ヘルプマークについて 32
- ハートフル駐車場利用証制度について 33
- 身体障害者補助犬について 34
- 点字ブロックについて 35
- コミュニケーション支援ボードについて 36
- あいサポート条例について 38
- 障害者権利条約について 40
- 障害者差別解消法について 42
- 障害者雇用促進法について 44
- 障がい福祉関係団体一覧 46
- 相談機関一覧(市町村・県) 48

「障がい」? 「障害」?

障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、鳥取県では、あいサポーターの創設日である平成21年11月28日以降、「障害」の表記を「障がい」に変更することにしました。県の文書や広報などで「障害」という用語が人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記しています。ただし、法令や機関の名称、医学用語などでは、「障害」と表記することで意味が失われたり、誤解されたりするおそれがあるため、「障害」と表記しています。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



視覚障がいのある方が
白杖を頭上50cm程度に
掲げてサポートを求め
る“白杖SOSシグナル”。

視覚障がい

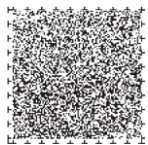
視覚に障がいがあることにより、「全く見えない状態」、「ほとんど見えない状態」、「見えにくい状態」があります。見えにくさは「まぶしくて見づらい」「暗いところが見づらい」「視野が狭い」「特定の色がわかりにくい」など、さまざまです。視覚障がいのある方の内、全体の約88%※を弱視(ロービジョン)が占めています。普段の生活では、見え方により、白杖と呼ばれる杖を使っている方や、点字を読む方、盲導犬同伴の方がいます。また、白杖を使わない方、点字が読めない方の方が多いことも理解しておきましょう。

※公益社団法人日本眼科医会が公表した数値

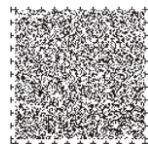
障がいの状態

全盲…視覚的な情報を全く得られない、またはほとんど得られない状態。

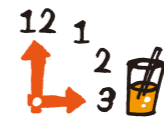
弱視(ロービジョン)…文字の拡大や視覚補助具などを使用し保有する視覚機能を活用できる状態。視力が低い状態の他に、見える範囲が狭い状態、光をまぶしく感じる状態、明るいところではよく見えるのに、夜や暗いところでは見えにくくなる状態も含まれます。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



はいりよ
配慮

こんなサポートがうれしい!

突然体に触れず前方から声を掛けてください。

進行方向に困っているように見えたり、“白杖SOSシグナル”を見かけた場合などは体に触れる前に、まず前方から「お手伝いしましょうか?」「あいサポーターの〇〇です。」など声を掛けてください。誘導の際は、介助者が前に立ち、後ろから肩や肘あたりに手を触れてもらい、ペースに合わせて歩くと安心して進むことができます。

説明の仕方や情報発信方法を工夫しましょう。

「これ」「それ」などの指示語や、「赤い看板」など視覚情報を表す言葉ではなく、30cm右、時計で3時の方向など具体的な内容を説明してください。また、音声できちんと説明することと併せて点字資料を用意する、音声読み上げ機能を用いてスマートフォンやタブレット、パソコンを利用される方もおられるので、印刷物に音声コードを付ける、テキストデータを用意することなども重要です。

自転車走行時など身近なところで注意が必要です。

自転車の走行音は小さくてきこえない上に、狭い空間でも割り込んで来るなど、小回りがきく軽車両としての特性があることから、視覚障がいのある方などにとって非常に危険な存在です。自転車走行中に歩行者を見かけたら、ベルを鳴らしたり、声掛けをして歩行者に回避行動をとらせるのではなく、運転者側が一時停止、徐行することが原則です。これは、法律で定められているルールであり、違反すると罰則が適用されることがあります。また、点字ブロックの上に自転車を停めるのは絶対に止めてください。



事例

例えば、こんなことがあります。

手続きの際などに文字で書いてある申請書があっても必要事項を把握して記入欄に記載することが難しい場合があります。このようなとき、窓口の担当者に、説明書を読み上げてもらったり、代わりに申請書に代筆してもらったりすると助かります。また、セルフレジや飲食店のタッチパネルなど視覚的な情報で操作しなければならないものについては、操作を人的にサポートすることが重要です。



※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。

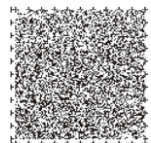


聴覚障がい

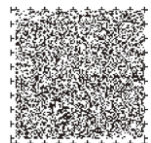
聴覚障がいは「全くきこえない」「静かなところではきこえるけど、人混みの中ではきこえづらいつらい」など、きこえ方は人により違います。「手話言語」と「日本語(音声・文字)」を言語としている方があり、コミュニケーション方法はさまざまです。補聴器や人工内耳を使用している方、聴導犬同伴の方もいます。

障がいの状態

- ろう**……………生まれつき又は幼いころから、きこえない状態。手話言語を使う方が多い。
- 中途失聴**……………言葉を覚えた後で、事故や病気できこえなくなった状態。
- 難聴**……………周囲の状況や音質などにより、人によってきこえ方が違い、小さい音がきこえにくい状態。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



配慮

こんなサポートがうれしい!

外見では分かりにくい障がいです。

外見では分かりにくい障がいのため、周囲に気付いてもらえないことがあります。特に難聴、中途失聴の場合は話せる方も多く、「挨拶をしたのに無視された。」「話せるからきこえるはず。」などと誤解されることがありますが、きこえていないため、情報が伝わっていないこともあります。気付いたら「筆談」「手話言語」などで伝えてください。

音声以外の連絡方法を教えてください。

聴覚障がいのある方との連絡方法は、FAX・メール・電話リレーサービス(きこえる方ときこえない方を電話でつなぐサービス)などがあります。状況や連絡する内容によって、本人が希望する連絡方法を確認してください。

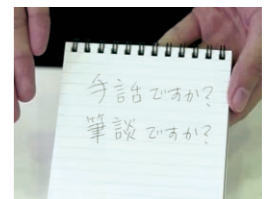
さまざまなコミュニケーション方法があります。

音声情報を取得するのが難しいため、お店や施設などでは、アナウンスや必要な情報に気づかず困ることがあります。手話言語や筆談のほか、音声を文字化したり、文字を入力することができるアプリなどを使っての情報伝達も有効です。また、スマートフォンなどのビデオ通話機能を使った遠隔手話サービスにより、コミュニケーションをとる方もいることを知ってください。聴覚障がいは、「全くきこえない」「補聴器などを付ければきこえる」など、内容や程度がさまざまです。コミュニケーション方法も「手話言語」「筆談」「口話」などさまざまで、組み合わせることもありますので、会話の始めに確認してください。

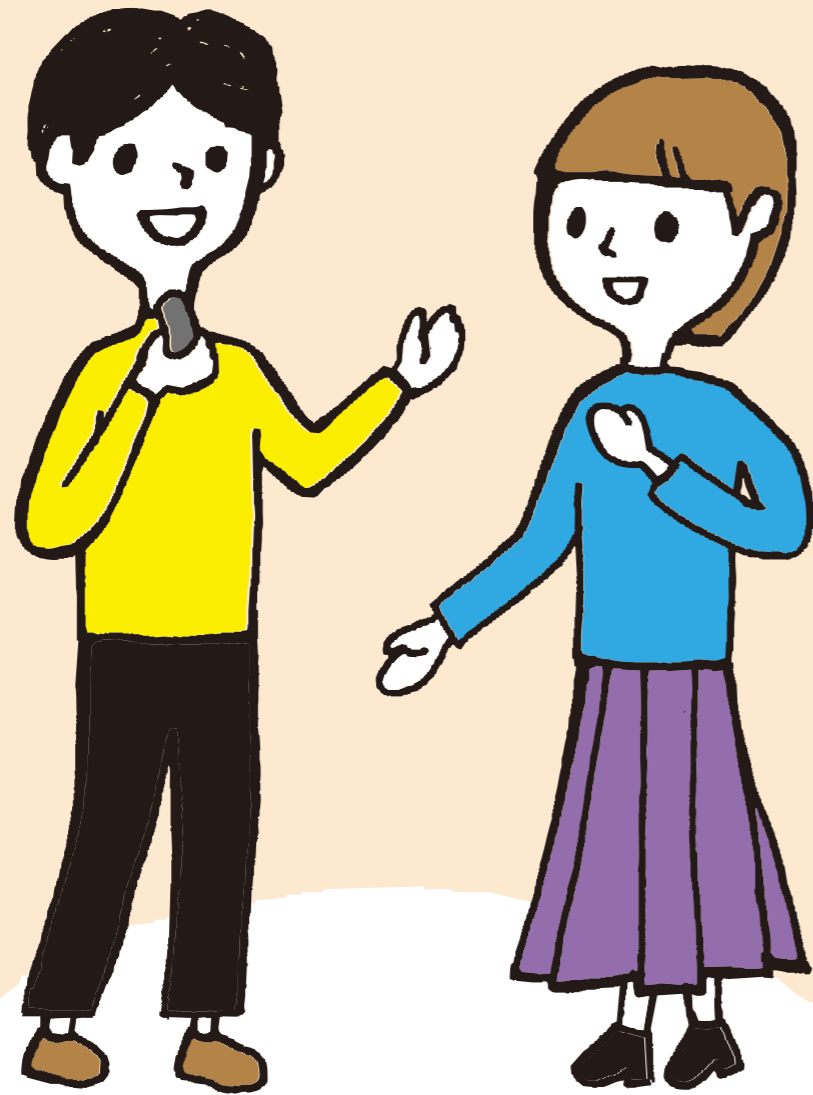
事例

たとえば、こんなことがあります。

聴覚障がいのある方とのコミュニケーション方法は手話言語と思われがちですが、中途失聴者や難聴者の多くは文字により情報を得ています。きこえづらそうにしていたり、きこえていないように見えたら、筆談やアプリでコミュニケーション手段を確認してください。また、館内放送などの音声によるお知らせについても文字などで知らせてもらえると嬉しいです。筆談など、文字を書いて伝える場合は、短い言葉で簡潔に、読みやすい字で伝えてください。



※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



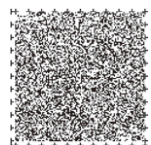
げんごしょう 言語障がい

げんごしょう おんせい こうおん きのう しょう げんご きのう しょう
言語障がいには「音声・構音機能の障がい」と「言語機能の障がい」があります。

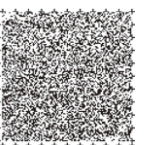
しょう じょう たい 障がいの状態

おんせい こうおん きのう しょう
音声・構音機能の障がい……きいている言葉はわかるけど、声が出せない、話す言葉が不明瞭な状態。発声機能を喪失した方は発声が難しいですが、訓練により代用発声*を習得して会話ができるようになります。
*代用発声：食道・シャント・電気式人工喉頭

げんご きのう しょう
言語機能の障がい……話すことや、言葉の理解・適切な表現をすることが困難な状態。言葉に関わる脳機能に障がいがあると、話すことが難しいだけでなく、きいて理解することや、文字の読み書きや計算などが難しいこともあります。



め ふじゆのかた
▲目の不自由な方のための
音声コード



め ふじゆのかた
▲目の不自由な方のための
音声コード



はい りよ
配慮

こんなサポートがうれしい!

**ききとりにくい場合は
分かるまで確認してください。**

おんせい こうおん きのう しょう はつおん ふ めい
音声・構音機能の障がいでは、発音が不明瞭であったり、言葉が伝わりにくいことがあります。ききとりにくい場合は、言葉のまともりとしてとらえ、その言葉をきき返し、分かるまで確認することが大切です。分かったふりをするとトラブルになる可能性があります。

**コミュニケーションのとりやすい
環境づくりをしてください。**

おんせい こうおん きのう しょう こえ だ
音声・構音機能の障がいでは、声が出にくいことがあります。本人が思っていることを伝えやすいようにコミュニケーションの方法を工夫してください。スマートフォンアプリなどのツールを用いたり、雑音の少ない静かな環境を作ることコミュニケーションを円滑に進める上でとても大切です。

**言葉だと難しい場合は
ツールを用いてみてください。**

げんご きのう しょう はな こと ば
言語機能の障がいでは、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まず困ることがあります。筆談は漢字単語や絵、写真などを活用したり、コミュニケーションノート、スマートフォンアプリなどのツールを用い、内容を確認しながらコミュニケーションをとってください。

**短い言葉で区切り、ゆっくりと
話すように意識してください。**

げんご きのう しょう こと ば り かい てきせつ ひょう
言語機能の障がいでは、言葉の理解・適切な表現が困難なことがあります。話すときは、短い言葉で区切り、ゆっくりと話すように意識してください。クローズドクエスチョン(はい・いいえなど少ない選択肢で答えられる質問)なども有効なコミュニケーション方法のひとつです。

じ れい 事例

たと
例えば、こんなことがあります。

げんご きのう しょう かた はな こと ば り かい てきせつ ひょうげん こん
言語機能の障がいのある方は、話すことや、言葉の理解・適切な表現が困難なことがあり、その内容や程度はさまざまです。円滑にコミュニケーションが進んでいないと感じた場合は、例えば「ミカンとリンゴどっちが好きですか?」のようなクローズドクエスチョンに変更してみる、スマートフォンアプリなどのツールを使用してみる、など相手の意思を確認しやすい方法を見つけてください。



そうだん と あ さき しょう ふくしけんけいだんたいいちらん また そうだんきかんいちらん らん
※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



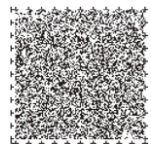
もう 盲ろう

視覚と聴覚の両方に障がいがあり、目からも耳からも情報が得られない、または得にくいことを「盲ろう」といいます。見えにくさ・きこえにくさは一人ひとり異なり、生活環境や障がいの程度、障がいの発症時期により、コミュニケーション方法が違います。

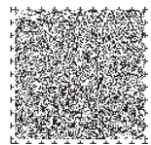
障がいの状態

「盲ろう」4つのタイプ

- 全盲・ろう…全く見えず、全くきこえない状態
- 弱視・ろう…少し見えて、全くきこえない状態
- 全盲・難聴…全く見えず、少しきこえる状態
- 弱視・難聴…少し見えて、少しきこえる状態



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



配慮

こんなサポートがうれしい!

コミュニケーションの支援や移動の介助が必要な場合が多いです。

目と耳から入る情報が非常に少ないので、家の外を移動するのが困難になります。また、状況把握や、人とコミュニケーションをとるのが難しくなります。情報入手・コミュニケーションのサポートや移動の介助などの適切なサポートがあれば、自立生活や社会参加が可能です。

まずは、普通の大きさの声で話し掛けてみてください。

困っている盲ろう者を見かけたら、普通の大きさの声で話し掛けてみてください。反応がなかったら、少し声を大きくしてみます。それでも反応がない場合は、きこえない方かもしれないので、手に軽くふれてみます。それからそっと手を取り、手のひらにひらがなで文字を書いてみてください。

その方にあったコミュニケーション方法を見つけてください。

手のひらに文字を書く「手のひら書き」や、相手の手話に触れて手話の形を読み取る「触手話」、盲ろう者の指に直接触れて点字を表す「指点字」など、その方に合った方法でコミュニケーションをとってください。

周りの状況を説明することも大切です。

盲ろう者は、会話の内容だけでなく、周りの状況も分かりにくいです。「人がたくさん集まっていて、にぎやか」といったその場の状況を知ること大切です。会話の内容に追加して、伝えてください。

事例

例えば、こんなことがあります。

全盲・ろうの状態、一人でいるときに災害が起こったら、どうしたらよいか分かりません。周りに人がいるのかどうか分からないため、自分から他の人に話し掛けて、その場の状況を把握することが困難です。困ったり、孤立しているように見えたなら、安全な場所への誘導や支援者につなぐなどの配慮をお願いします。



※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



肢体不自由

病気・事故などが原因で、手や足、胴など体の部分に障がいがあることをいいます。「歩く・立つ」といった日常生活の動作や姿勢の維持に支障がある場合や、脳に損傷を受けた場合は、言葉の不自由さや記憶力の低下などを伴うこともあります。障がいの部分や状態によってかなり個人差があり、日常生活の中で車椅子を使用する方、杖を使いながら歩く方、義手・義足を使う方や、動作の補助をする介助犬同伴の方もいます。また、見た目ではわからない方もいます。

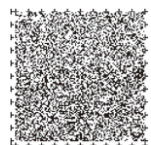
代表的な疾患と症状

脊髄損傷……手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、体温調節が困難です。

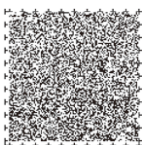
脳性まひ……顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまう(不随意運動)に加え、発語の障がいがある方もいます。

筋ジストロフィー……全身の筋肉がだんだんと萎縮していく難病で、萎縮が進むと全面的な介助を必要とする重度身体障がいとなります。

摂食嚥下障がい……食べること、飲み込むことが困難なため、食べ物にトロミをつけたり細かく刻むなどの加工が必要です。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



はいりよ
配慮

こんなサポートがうれしい!

困っていそうなときは積極的に声を掛けてください。

狭い通路やちょっとした段差が移動を妨げます。また、高いところや床にあるものを取ることで、カートなどを操作したり、ものを運ぶことも困難です。困っている様子を見かけたら、どのようなサポートが必要か積極的にきいてください。

話がきき取りにくい場合は確認してください。

スムーズに話すことが難しかったり、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いたりしてしまうため、自分の意思を伝えるに苦しい方もいます。きき取りにくい場合でも、分かったふりをせず、きちんと内容を確認してください。

子ども扱いをしないでください。

病気や事故で脳に損傷を受け、言葉がうまく話せない方に、子どもに対するような接し方をせず、年齢に相応な対応をすることが大切です。また、下り道の歩行や細かな作業が苦手で、時間がかかることがあります。一人でできる場合は見守ることも必要です。

話をするときは少しかがんでください。

車いすを使用しているときに、立った姿勢で話をされると相手を見上げなければならないので、疲労又は威圧感を感じることがあります。会話の際は、少しかがむなどして視線の高さをあわせましょう。

事例

たとえば、こんなことがあります。

車いすを使用していると、スロープのすぐそばに荷物が置いてあったり、店舗内の通路が狭かったり、段差があったりして移動できない、商品棚が高くて欲しい商品を取ることができない、など不便なことがあります。そんなとき、周りの人から積極的に一声掛けてサポートしてもらえると、うれしいです。



※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



ヘルプマーク
援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるためのマーク。



トイレ内にオストメイト用の設備があることを示すマーク。



内部障がいのある方の中には、ハートプラスマークを付けている方もいます。



内部障がい

身体内部に障がいのある方のことです。外見からは見えないためまわりの人に理解してもらいにくい障がいです。内部障がいには「心臓」、「肝臓」機能など、7つの機能障がいがあります。

障がいの状態

心臓機能障がい……動悸、息切れなどの症状があり、脈拍を正常に調整するためにペースメーカーを入れている方もいます。

腎臓機能障がい……体内にたまった老廃物を排せつするため、人工透析治療を受けている方は定期的に通院する必要があります。

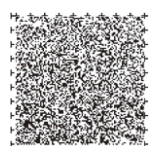
ぼうこう・直腸障がい……尿や便をためたり、排せつする機能が低下又は喪失した状態です。ストーマとよばれる人工肛門・人工膀胱を造設した方(オストメイト)は、排せつ物をためるための専用の装具をおなかに付けています。

呼吸器機能障がい……呼吸困難、息切れなどの症状があります。酸素ボンベを携帯して外出する方もいます。

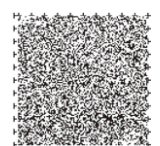
小腸機能障がい……消化吸収能力が不十分なため、食事制限があつたり、まったく食べられなかったりします。

肝臓機能障がい……肝炎ウイルスなどにより、倦怠感、疲労感、おう吐、けいれん、肝性脳症の症状が表れます。

HIV免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障がい……HIVウイルスがヒトに感染し発病すると、免疫機能が低下してさまざまな感染症にかかりやすくなります。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



配慮

こんなサポートがうれしい!

「外見では分かりにくい障がい」ということを理解してください。

「障がいのない人」と思われ、電車やバスの優先座席に座ると冷たい目で見られることがあります。また、オストメイトは装具の交換に20~30分ほどの時間が必要ですが、長時間トイレを利用することで、順番を待つ人に嫌な顔や注意をされることがあります。障がいを正しく理解してください。

体力が低下していることに配慮してください。

内臓などの機能が低下している状態のため、重いものを持ちたり、長時間立ち続けることが大きな負担になることがあります。公共交通機関などで席をゆずる、継続的に通院が必要な方は職場での勤務時間を調整するなどの配慮をしてください。

風邪などをうつさないように注意してください。

体力が低下しているため、疲れやすく、風邪などに感染しやすくなっています。周りの人は、マスクを着用するなどの配慮をしてください。肺に障がいがある場合は、タバコの煙が症状を悪化させます。また、酸素ボンベの近くでの喫煙は非常に危険です。

携帯電話の使用や喫煙に当たってはルールを守ってください。

携帯電話などの電波によってペースメーカーの誤作動が起こる場合があります。禁止されている場所での、携帯電話などの電子機器の使用、喫煙により、命が危険にさらされることがあることを知ってください。

事例

例えば、こんなことがあります。

駐車場の障がい者用スペースに車をとめると、「障がいのない人はここに駐車してはいけません。」と厳しい口調で注意されることがあります。外見からは分かりにくい障がいですが、荷物を持った状態で長い距離を歩くのが難しいなどの障がいの特性を理解した上での対応をお願いします。また、人工透析治療を受けている方は通院や治療の時間を確保する必要があります。急な仕事が入ったときなどは、職場全体で時間に配慮してもらおうと助かります。



※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。

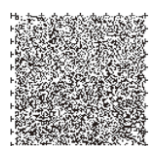


じゅうしょう しんしん しょう 重症心身障がい

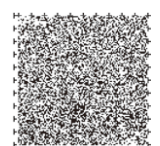
じゅうど したい ふじゆう じゅうど ちてきしょう ちょうふく しょう にちじょうせいかつ じぶんひとり
 重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している障がいです。日常生活を自分一人で行うこ
 とが困難で、移動や食事、入浴、排せつ、寝返りなどの面で介助が必要です。食事が口からとれず胃
 ろうから栄養を入れる、呼吸を助けるための人工呼吸器の使用など、医療的ケアを必要とする場合
 もあります。この中でも特に多くの医療的ケアが日常的に必要とされる方は超重症児・者と言います。

しょう じょう たい 障がいの状態

- し せい じりき** 姿勢…自力では起き上がることが困難なため、ほとんど寝たままです。
- こう しゆく** 拘縮…まひなどにより、長期間、自分の意思で手足を動かすことができなくなると、関節の可動範囲が狭くなります。
- きん きん ちよう きよくど きんにく きんちよう おも** 筋緊張…極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができません。
- てんかん**…重症心身障がい児の約60~70%の方に、てんかんがあります。てんかんは、脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために起きる病気です。
- ご 誤 えん**…口から取り込んだ食べ物や水分をうまく食道に送ることができず、誤って気管に入ってしまうやすいです。その結果、肺炎や気管支炎になりやすいです。
- きゆういん** たんの吸引…気管切開をしている方や自力でたんを出すことができない方は、介助者などがたんの吸引をする必要があります。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



はいりょ 配慮

こんなサポートがうれしい!

かいじょしゃ えがお やさ
 介助者とともに、笑顔のあいさつや優しく話しかけられることがとても嬉しいです。

ほとんど話すことができず、言葉による理解や意思の伝達が困難なためわかっていないと思われることがあります。言葉で話せなくても感じる心は同じです。意思表示は、口や目の動き、笑顔などの表情で表現できます。あいさつなどの声掛けから、ふれあいを大切に優しく話しかけてください。

しょくじ さい
 食事の際は、ハサミやミキサーの貸出しがあると助かります。

かむ力や飲み込む力が弱く通常の食事が食べられない場合は、細かく刻んだりトロミを付けたりして食べています。店舗・施設などで食事の際は、介助用の取り皿やスプーン、ハサミやミキサーなどの貸し出しに協力してもらえると助かります。

い どう こま
 移動するとき、困っているように見えたら、声を掛けてください。

移動するときは、介助者にかかえてもらったり、車いすなどを使用します。本人の体が大きい場合や医療機器を持ち運ぶ必要がある場合、介助者の負担はより大きくなります。少しの距離、段差であっても、移動に人手が必要そうに見えたら、「お手伝いすることはありますか。」と声を掛けてください。

い どう ひろ
 移動するときは、広いスペースが必要です。

車いすやバギー(リクライニングできる車いす)、人工呼吸器やたん吸引装置も積んだストレッチャー(寝かせたままで移動できる車輪付きのベッド)で移動するので、駐車場や施設の通路、エレベーターなどでは広いスペースが必要です。近くを通るときやエレベーターに同乗するときは、配慮してください。

じれい 事例

たとえば、こんなことがあります。

障がいのある方の中には、学校や施設で「ムーブメント教育(療育)」を受けている方もいます。これは、パラ・バルーン(直径3mから8mの円形の軽い布)やスカーフなどの遊具を使って運動したり、周りの人たちとのかかわりを楽しんだりする学習です。他の児童や介助者と一緒に行動することで、自主性、社会性などを育てています。重い障がいがあっても、自分の意思で行動し、コミュニケーションをとることができることを知ってください。



パラ・バルーンを使った学習

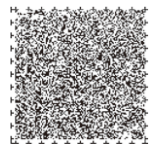
※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



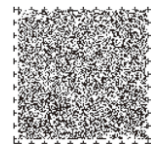
知的障がい

18歳くらいまでの発達期において、生活や学習面の知的な能力が年齢相応に発達していないため、何らかの援助を必要とする状態です。例えば発語がなく、身の回りの支援が必要な重度の方や、働きながら生活を送る軽度の方など、さまざまです。知的障がい者の65%は中軽度に分類される方々です*。主な特徴は「言葉を使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」ことが苦手です。ひとつの行動にこだわったり、ひとりごとや同じ質問を繰り返す方もいます。

*出典：令和4年度福祉行政報告例



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



はいりよ
配慮

こんなサポートがうれしい!

ゆっくり簡単な言葉で話し掛けてください。

複雑な話や抽象的な話を理解しにくいので、困ってしまうことがあります。このような時は、ゆっくり分かりやすい言葉で話しかけ、なにに困っているか書いてみてください。1つの指示ごとにメモを書いて渡す、絵や写真などを使ってコミュニケーションを取る配慮も大切です。

危険なことが分からない場合があります。優しく知らせてください。

「赤信号でも渡る」「車が来ても避けられない」「断機が下りても線路に入る」など危険が分からない、助けを求めることができない場合があります。そのようなときは、優しく声を掛け危険であることを知らせてください。

パニック行動が起きたら落ち着ける場所に誘導してください。

状況を判断することが苦手で、予定が急に変更になったり、大声で注意されたり、予想外のことが起きたりすると、大声を出してしまうなどのパニック行動が起きることもあります。このような時は、慌てず、声をかけてから落ち着ける場所に誘導してください。そして、近くに家族や支援者がいないか確認してください。

思い込みで判断せず、見守ってください。

障がい軽度の場合、会社で働いている方も大勢いますが、中には「通行する人を無表情で見ている」「ぴよんぴよん跳ねたりする」「一つのことにこだわる」など、誤解されやすい行動をとる方もいます。障がいを理解し、温かい目で見守ってください。

事例

たとえば、こんなことがあります。

知的障がいのある方の中には、コンビニやスーパーに入ったとき、勝手に商品を並べ替えたり、開封したりする方がいます。また、「代金を払う」という考えが理解できず、お金を払わず商品を食べてしまう方もいます。これらの行為を、店員に気付かれないよう「こっそり」とするのではなく「堂々と」している方を見かけたら、知的障がいのある方かもしれませんので、ゆっくりと優しい口調で話しかけてください。そして、近くに家族や支援者がいないか確認してください。



*ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。

▲目の不自由な方のための音声コード



発達障がい

発達障がいは、先天的な脳機能の障がいです。幼少期の頃は本人も周囲も障がいに気づかず、大人になり社会生活を送っていく中で「生きづらさ」を感じはじめて診断を受けるという例も少なくありません。障がいの特性による困り感は一それぞれですが、大きく次の3つに分類されます。

※症状は単一または重複の場合もあります。

障がいの状態

自閉スペクトラム症 (ASD) コミュニケーションの困難さとともに、こだわりや興味の偏りなどがあります。本人自身「他の人と違う」と悩む方もいます。

注意欠如多動症 (ADHD) 忘れ物が多いなどの「不注意」や、「衝動性」、動いてしまう「多動」を特徴とします。すぐに判断をしたり、衝動的に動いてしまい、後で落ち込んでしまう方もいます。

限局性学習症 (SLD) 知的発達に遅れがなくても、読み書き、計算など特定の能力に困難があります。科目ごとに大きな開きがあるので、「怠けている」と誤解されることもあります。



配慮

こんなサポートがうれしい!

説明は短く、具体的に。様子の変化にも配慮をしましょう。

「初めてすること」や「変化への対応」が苦手な場合があります。説明するときには短い言葉や文章、絵や写真などで、順を追って具体的に示すと、理解しやすくなり失敗を少なくすることができます。また、不安な様子なときは静かな場所に案内するなどの配慮をしましょう。

本人が何を苦手と思っているか理解してください。

言葉を文字通りに受け取ってしまうために、冗談や比喩、曖昧な表現の理解が苦手な方や、時間管理が苦手な方、感覚が敏感な方などがあります。本人が何を苦手と思っているか、どのように接すれば本来の力を発揮できるかを理解し、適切な配慮をすることが大切です。

事例

たとえば、こんなことがあります。

発達障がいのある方は、顔の表情などから相手の気持ちを推測して行動することが難しい場合があります。また、同時にたくさんのことを指示されると、適切な優先順位を付けられない場合があります。具体的な指示、取り進む順番や開始時間などをメモで渡すなどの配慮があると助かります。



まわりの人の理解とサポートが大切です

発達障がいの特性

知的な遅れを伴うこともあります

自閉スペクトラム症 (ASD)

- コミュニケーションの苦手さ
- 対人関係・社会性の問題
- パターン化した行動、興味関心のかたより
- 感覚の敏感さ、または鈍感さ
- 不器用さ

注意欠如多動症 (ADHD)

- 不注意 (集中できない、ぼーっとしている)
- 多動性および衝動性 (じっとしてられない、考えるよりも先に動く)

限局性学習症 (SLD)

- 「読む」「書く」「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※ASD・ADHD・SLDには、明確な境界線がありません。症状のあらわれ方は、年齢や状況により変化したり、重複することがあります。

※次のように言う場合もあります。

- ◎自閉スペクトラム症⇒自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい (PDD)
- ◎注意欠如多動症⇒注意欠陥多動性障がい (ADHD)
- ◎限局性学習症⇒学習障がい (LD)



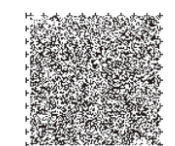
説明動画はこちら

※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧 (P46) 又は相談機関一覧 (P48) をご覧ください。

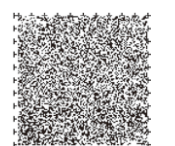


せい しん しょう 精神障がい

とうごうしつちようしょう きぶんしょう そうびょう せいしんしつかん げんかく もうそう ふ
統合失調症や気分障がい(躁うつ病)などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。これらの症状に対しては、投薬治療が効果的です。一方、病気の症状が落ち着いてくると「意欲がない」「集中力や持続性がない」などの症状がみられることがあります。決して怠けているわけではありません。これらの症状に対して、福祉サービスの利用などが行われます。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



はいりよ 配慮

こんなサポートがうれしい!

「がんばれ」よりも「がんばってるね」がうれしいです。

がいけん わ 分かりにくい しょう ため、理解されにくく、一人で悩む時があります。また「がんばれ」「早く」などの言葉に対して、時に、過剰なストレスを感じることがあります。仕事などの話は「具体的に」「簡潔に」伝えましょう。否定的な言葉ではなく気持ちや努力を肯定する声掛けをしてください。

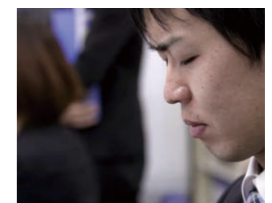
再発予防に注意し、時には休養も必要です。

さいはつ よ ぼう ちゅうい とうごうしつちようしょう きぶんしょう そうびょう 統合失調症や気分障がい(躁うつ病)などの精神疾患では、ストレスや環境の変化などによって症状が再発することがあります。症状が見られたら無理を避けて、休養するようすすめるなど、気持ちや体調に配慮した対応を心がけてください。

じれい 事例

たとえば、こんなことがあります。

せいしんしょう かん 不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などの症状が見られますが、これらの症状は、薬を服用するとともに環境を改善することで安定していきます。障がいのある方の気持ちや体調に対して、周りの人が「目配り・気配り・心配り」することが重要です。



- ✓ 悪口や命令、自分のことが噂されている声がきこえる…。
- ✓ きこえないはずの音がきこえてくる…。
- ✓ 実際にはないものが見えたり、感じられたりする…。
- ✓ 悪口を言われている…と思い込む。
- ✓ 普段以上の高揚感や抑制の欠如が数日にわたって続く。
- ✓ いつもと違う行動が目立つ…。
- ✓ 強い落ち込みやゆううつ感が、数日にわたって続く。
- ✓ 何をしても楽しくない、気が湧かない、無頓着になる…。
- ✓ 自分には価値がない、消えたい、死にたい、などと考える…。

かぞく・せんせい・みぢかひと ねが 家族・先生・身近な人へのお願い

このような状態に早く気づくことが大切です。本人が自分の不調を自覚してないこともあります。早期発見には周りの人の協力が欠かせません。精神科の受診や専門機関への相談に協力が必要なときもあります。

ほんにん きも たいせつ しょうかん しょう たい ただ りかい ひつよう
本人の気持ちを大切にしてください。疾患や障がいに対する正しい理解が必要です。

※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46) 又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。

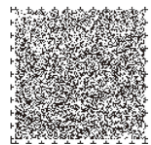


依存症

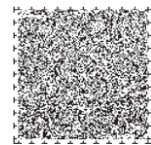
気分を変え、興奮や刺激などを得るために、物質使用や行動への依存を続けてしまい、やめられなくなっている状態です。アルコール・タバコ、薬物などの物質に依存する場合や、ギャンブル、ゲーム、インターネットなどの行動・プロセスに依存する場合、暴力や虐待などのように特定のひととの人間関係に依存し、相手を支配しようとする場合などがあります。

障がいの状態

- 精神作用物質に依存** アルコール、タバコ、覚せい剤、シンナー、大麻、市販の鎮痛剤、咳止め薬、病院で処方される睡眠薬、精神安定剤など。
- 行動・プロセスに依存** ある行動をするプロセスで得られる興奮や刺激を求めて、その行動自体に執着・依存する。
- 人間関係に依存** ある特定のひととの人間関係に依存する。歪んだ人間関係に執着することで、ひととのつながりを求めようとする。女性依存・男性依存・ドメスティックバイオレンス(DV)・ストーカーなど。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



配慮

こんなサポートがうれしい!

依存症は、病気であることを理解してください。

依存症は、病気であって、意志の弱さ、道徳心の低さや家庭環境が悪いことが原因ではないと理解することが重要です。専門とする医療機関での早めの治療が効果的な場合があり、家族や周りの人も、病気や治療に関して正しい知識を学んでください。

自分の力だけで依存を断ち切るのは困難です。

依存には、飲酒や薬物の使用、ギャンブルなどの行動を繰り返すことにより、脳の状態が変化して、自分で自分の肥大した欲求をコントロールできない「精神依存」や、実際にその物質を中断すると体に異常(離脱症状など)が生じる「身体依存」などが見られます。

治療や自助グループに参加する時間への配慮をお願いします。

依存症の治療は、その物質や行為などをやめ続ける以外にありません。医療機関では主に心理社会的な治療を行います。また、依存症は、回復することのできる病気ですが、本人だけの力ではなかなか困難です。自助グループなどへ参加することが重要で、そのための時間の配慮も必要です。

家族や周りの人も依存症について学んでください。

専門の医療機関や県の各相談機関では、「依存症」について学び、回復につながる対応方法を話し合う場所として、家族教室などを開催しているところもあります。本人だけでなく、家族や周りの人もこのような機関で学び、サポートをしてもらうことが回復の支えとなります。

事例

たとえば、こんなことがあります。

依存症は病気であり、身体的な不調ばかりではなく、家庭内での孤立や貧困、失業などの社会的な問題が生じます。したがって、治療や回復をサポートする仲間が必要とされますが、個人の問題だととらえられ、治療に対する周囲の理解が得られない場合があります。治療のための通院や、療養のための休暇、精神的・身体的な苦痛などに対する周りの人の配慮が必要です。



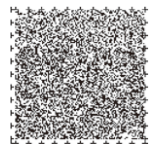
※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



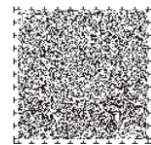
てんかん

脳神経の一部が活発に活動しすぎるために、突然けいれんが起きたり、意識が失ったりする「てんかん発作」が繰り返し起きる脳の病気です。外見からは見えないため、周りの人に理解してもらいにくい障がいです。子どもから高齢者まで、年代を問わず誰にでも起こる可能性があります。日本には100人に1人、約100万人のてんかん患者がいるとされる、身近な病気です。てんかんは現在の医療で、7・8割の方は薬や外科治療によって発作を抑制することができ、日常生活に差し支えなく生活することができています。

しゅつてん とつとりけん こうえきしやだんほうじん にほん きょうかいとつりけんし ぶさくせい
 出典：鳥取県・公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部作成
 『てんかんの正しい理解のために「てんかん」についてのQ&A』



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



配慮

こんなサポートがうれしい！

「てんかん」について正しく理解してください。

決して珍しい病気ではありませんが、てんかんを理由にサービス利用を断られたり、就職の際や職場において不当な扱いをされた経験のある方も少なくありません。てんかんを正しく理解し、過剰に活動を制限せず、さまざまな機会を摘み取ることのないように配慮してください。

発作のときは、体を押さえたりしないでください。

発作が起きているときは、名前を呼んだり、体を押さえたり、揺さぶったりしてはいけません。「舌をかまないように」と、口の中に指、タオルなどを入れてはいけません。メモなどで発作時の症状を記録しておき、発作の症状や起きやすい時間帯を理解しておくことも大切です。

発作が起きたら、まずはあわてず見守ってください。

発作に遭遇した場合はお湯や鋭利なものなど、体に触れると危険なものは遠ざけて、無理に体を動かさず、発作が終わるまで静かに見守りましょう。意識が回復しないのに次の発作が連続して起きる、発作が5分以上続く、といったときには、救急車を呼んでください。

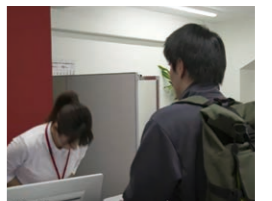
疲れすぎたり、寝不足が続くと発作が起きやすくなります。

薬は絶対に飲み忘れてはいけません。テレビゲームなどの強い光、寝不足、疲れ、発熱、飲酒、ストレスなどで発作が誘発されることがあります。健康を保つために、より良い生活習慣を身につけることが大切とされています。周りの人は配慮をお願いします。

事例

たとえば、こんなことがあります。

現在の治療で、7・8割の方のてんかん発作が抑制されています。子どものとき「てんかん発作」をよく起こしていた方も、大人になって治療と薬でほぼ発作はおさまり、差し支えなく生活している方も少なくありません。それでも、エステやスポーツクラブの利用などを断られるケースがあります。正しく理解をしてください。



スポーツクラブへの入会を断られるケースもあります

※ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46) 又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい

交通事故などによる頭部外傷や、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、低酸素脳症などの病気が原因で脳が損傷し思考・記憶・注意・行為・言語などの脳機能の一部に障がいが出た状態をいいます。脳の受傷部位や受傷の程度により、症状のあらわれ方や程度が異なります。

障がいの状態

- 記憶障がい** …… さっき言ったことを忘れていて、何度も同じ間違いを繰り返すなどの症状
- 注意障がい** …… 注意散漫で他の刺激に気を取られやすく、集中力が続かないなどの症状
- 遂行機能障がい** …… 計画を立てて物事を実行することができないなどの症状
- 社会的行動障がい** …… 感情のコントロールが難しく急に怒りだすなどの症状

- 失語症** …… ことばが出にくい、相手の話が理解できないなどの症状
- 失行症** …… 麻痺などの運動障がいはないが日常的な動作がうまくできないなどの症状
- 失認症** …… 見えている、きこえているのに認識できないなどの症状



配慮

こんなサポートがうれしい!

障がいがあることを理解してください。

外見からは分かりにくいので、周囲の理解が得られなかったり、本人自身も障がいを十分に認識できなかったりすることがあります。日常生活や仕事、対人関係などの面で、病気やけがの前と同じことができず、自信をなくし不安になりやすいことを知ってください。

感情のコントロールが難しいときは気分転換をさせてください。

行動や感情を適切にコントロールすることができなくなる場合があります。イライラして怒りっぽくなっていたり、落ち着きがなくなったり、疲れているように見える場合は、休憩して気分転換するよう促してください。

1日の予定などが紙に書いてあると行動しやすくなる場合があります。

記憶力などが不十分なことに配慮してください。作業のチェックリストや機械の使用法、1日のスケジュールなどが紙に書いてあると行動しやすくなります。また、周りの人から別々のアドバイスをされると混乱するので、情報共有をした上でのサポートをお願いします。

コミュニケーションのサポートをしてください。

話をきいていても、内容が理解できず集団の中で取り残されたり、ほかの人に伝達することができず誤解が生じたりする場合があります。話の輪に入れるよう配慮したり、間に入って理解を助けたりしてもらとうれしいです。

事例

たとえば、こんなことがあります。

病気やけがの後遺症で高次脳機能障がいになった方が、高次脳機能障がいの発症前の職場に復帰した際、記憶障がいや注意障がいなどのため、「以前と同じようなペースで仕事をするのが難しい…」と悩んでしまう場合があります。周囲の理解が得られないと状況が悪化することもあります。本人の状態に合わせて仕事の内容や量を調整したり、一緒に作業したりするなどの配慮をしてください。



周囲のサポートを得て働いています



難病

発病の原因が明らかでないために、治療方法が確立していない病気で、長期の療養を必要とする病気です。なかでも、患者数が日本で一定数に達しない、客観的な診断基準が確立している疾病は「指定難病」と呼ばれ、令和6年4月現在、341疾病が指定されています。日本では約100万人以上*の指定難病患者がいます。難病には、次のようなものがあります。

難病情報センター調べ
令和3年度末現在

代表的な疾患と症状

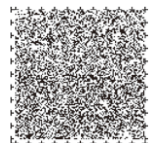
パーキンソン病………脳の神経細胞が減少することで、手足の震え、筋肉のこわばり、姿勢保持障がいなど、さまざまな機能障がいが見られる病気。

筋萎縮性側索硬化症 (ALS)………全身の筋萎縮や筋力低下を生じ、全身が動きにくくなる病気。進行すると徐々に寝たきりになり、呼吸や飲み込みも困難になる。

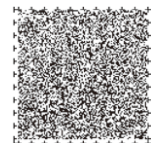
関節リウマチ………免疫の異常により関節に炎症が起こり、関節の痛みや腫れが生じる病気。進行すると関節の変形が起こり、日々の生活に支障をきたす。

膠原病………膠原病は一つの病気ではなく、全身性炎症性の免疫異常による疾患の総称。発熱・発疹・筋肉痛・関節痛などの症状がある。

網膜色素変性症………網膜に異常をきたす、進行性・遺伝性の病気。暗いところで見えにくい、まぶしく感じる、視野が狭くなるなどの症状がある。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード



はいりよ
配慮

こんなサポートがうれしい!

ただ
正しく
理解してください。

難病は、いつ誰に発症するかわからない病気であり、さまざまな種類があり、症状や程度、注意すべき点も異なります。しかし、多くの難病は、薬や通院などで安定した状態を保つことができます。また療養している方も、仕事・生活と治療の両立を希望していますので、正しく理解してサポートしてください。

症状の変化が大きく、
誤解されやすい方もいます。

病気によっては、治療により症状が抑えられる場合もありますが、効果に差があるため、症状が変化する場合もあります。昨日までできたことができなくなったりするため、周囲との関係に苦しんでおられる方もいることを知ってください。

こんなことに
困っています。

難病への先入観、偏見や差別に悩んでいます。外見からは分からない症状もあるため、一人で苦しんでいる方もいます。「難病」=「働けない」という誤解をされやすいため、病気のことを職場に隠していることに繋がっています。

気軽にコミュニケーションが取れる
信頼関係を望んでいます。

難病にはさまざまな種類があり、同じ病気でも症状は人や日によって異なるため、求められる配慮もさまざまです。そのため、日々の生活の中で相談ができる信頼関係を求めています。また、街でヘルプマークを持っている方が困っていたら、声をかけてもらえると嬉しいです。

事例

たとえば、こんなことがあります。

難病にはさまざまな種類があり、症状は人によって異なります。また、症状のあらわれ方の差が大きいので、不安を抱えられている方もいます。難病にかかっている方の中には、専門医による早期の診断や治療により症状の進行を遅らせることができる方もいます。また、医学の進歩により安定した状態を保つこと(寛解)ができる方もいます。しかし、これらの治療のために定期的に通院が必要であり、無理をすることで症状を悪化させることもあるので、周囲の配慮を必要としています。

*ご相談・お問い合わせ先は、障がい福祉関係団体一覧(P46)又は相談機関一覧(P48)をご覧ください。



あいサポーターについて

あいサポーターとは、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、あいサポート運動を実践する方々のことです。日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば、研修を受講することで誰でもあいサポーターになることができます。現在では、鳥取県内のみならず多くのあいサポーターがいます。

あいサポーターには、あいサポートバッジを贈呈します。



あいサポーターの主な役割

- 障がいの特性、必要とされる配慮などについて理解をより一層深めること。
- 支援を必要とする障がい者に対し、自ら率先して支援を行うこと。
- あいサポートバッジを着用し、障がい者が支援を求めやすいように配慮すること。
- あいサポート運動の普及、啓発を行うこと。



研修を受けてあいサポーターになろう!

研修のお申込みについて
詳しくはこちらから▶



最新のあいサポーター数について
詳しくはこちらから▶



あいサポート企業・団体

誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現を目指し、「あいサポート運動」や「あいサポーター」の普及などに積極的に取り組んでいただいている企業、団体などです。あいサポート運動を推進し、障がいのある方に寄り添った取組を実践することで、障害者差別解消法で求められている障がいのある方への合理的配慮の実践にもつながります。

あいサポート運動にご協力いただける企業・団体などを募集しています▶



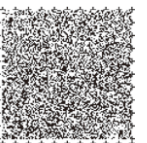
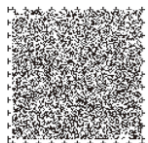
研修ではこちらのハンドブックとDVDを使用します。



あいサポートキッズ

障がいのある方もない方も、みんなで生きようとする「あいサポートの心」を持って行動する子どもたち(小学生)のことです。あいサポートキッズには、あいサポートキッズストラップを贈呈します。次の学習を行うことで、あいサポートキッズになることができます。主には子どもたちが在籍する各学校などで実施していただく取組です。

- 「あいサポート運動ハンドブック キッズ版」や「あいサポーター研修用動画」を活用したあいサポート運動や障がいなどへの理解に係る学習
- 各学校の授業や活動で取り込まれる障がいに関する理解につながる学習
- 人権学習として県(県社会福祉協議会)が実施する「あいサポート運動学習会(あいサポートキッズ学習)」を活用した学習



ヘルプマークについて

ヘルプマークとは配慮や支援を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

対象者は？

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、精神疾患のある方など、援助や配慮を必要としている方が対象です。



ヘルプマークを見かけたら、必要と思われる配慮・支援をお願いします。

●列車・バスの中で、席をお譲りください

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。援助や配慮を必要とすることが外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

●駅や商業施設などで声をかけるなど必要なサポートをお願いします

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします

障がいなどにより、状況把握が難しい方、自力での迅速な避難が困難な方がいます。

●ヘルプカード(カード型のヘルプマーク)も配布しています

ヘルプカードは、援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願するするためのものです。ヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容にそって支援をお願いします。



ハートフル駐車場利用証制度について

鳥取県では、協定を結んだ施設の専用駐車場を優先的に利用できるよう、障がいや高齢などで移動に配慮・介助が必要な方あるいはけがや出産前後で一時的に移動に配慮・介助が必要な方に「ハートフル駐車場利用証」を交付しています。



対象者は？



障がいなどにより
移動に配慮・介助
が必要な方



高齢者*で
移動に配慮・介助
が必要な方



出産前後で
移動に配慮が
必要な方



けがなどで
配慮・介助が
必要な方

*要介護・要支援認定を受けた高齢者

利用証はどうしたらもらえるのか？

申請書と確認書類(障がい者手帳、特定疾患医療受給者証など)によって、次の窓口で申請していただけます。

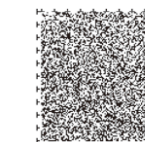
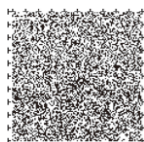
- ・県内各市町村
- ・中部総合事務所倉吉保健所
- ・日野振興センター日野振興局
- ・県福祉保健課
- ・西部総合事務所県民福祉局

*インターネットからも申請が可能です。



【ご相談＆お問い合わせ先】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
電話:0857(26)7142
FAX:0857(26)8116



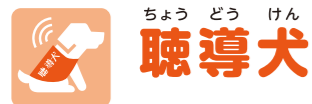
身体障害者補助犬について

身体障害者補助犬とは、目・耳・手足に障がいのある方の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことで、「身体障害者補助犬法」に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障がいのある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。



盲導犬

視覚障がいのある方が、街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物をよけたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)を付けています。



聴導犬

聴覚に障がいのある方に音を知らせます。お湯の沸いた音、ドアチャイム、電話の着信音などをきき分けて伝えます。「聴導犬」と書かれた表示を付けています。

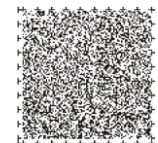


介助犬

手や足などに障がいのある方の日常生活動作をサポートします。電気をつけたり、物を拾って渡したり、着衣・脱衣の介助などを行います。「介助犬」と書かれた表示を付けています。

身体障害者補助犬の受け入れに、ご理解とご協力をお願いします。

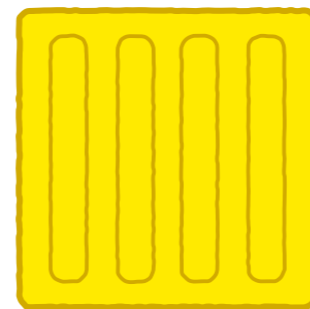
- 補助犬の同伴を受け入れる義務があるのは、次の場所です。
 - ・ 国や地方公共団体などが管理する公共施設・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
 - ・ 不特定かつ多数の人が利用する民間施設-商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
 - ・ 事務所(職場)-国や地方公共団体などの事務所-従業員50人以上の民間企業
- 補助犬の受入施設の方へ
 - ・ 補助犬は、補助犬ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
 - ・ 補助犬の同伴を受け入れる際に、ほかのお客から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
 - ・ 補助犬を同伴していても、慣れていない場所に行くとき、補助犬では対応できない場面などサポートが必要な場合があります。
 - ・ 補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、声を掛けたり、筆談をしたりしてコミュニケーションをとってください。
- 補助犬への接し方
 - ・ 補助犬ユーザーがハーネスや表示をつけた補助犬を同伴しているとき、補助犬は「工作中」です。
 - ・ 補助犬には、話し掛けたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
 - ・ 補助犬ユーザーは与える食事、水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理をしているので、補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。



点字ブロックについて

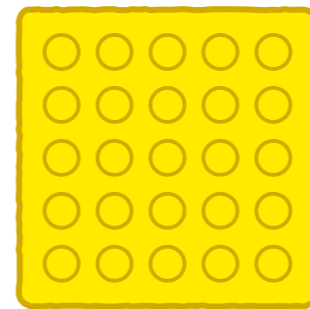
点字ブロックとは、視覚障がいのある方が安全に移動するために、地面や床面に設置された四角形の案内表示のことで(正式名称:視覚障害者誘導用ブロック)。ブロックには突起があり、視覚障がいのある方は、この突起を足の裏や白杖で確認しながら進みます。点字ブロックの色は原則として黄色です。これは、周囲の路面や床面の色と明度や輝度の差をつけて、見えにくい方にも分かるようにするためです。

点字ブロックの種類と特徴



誘導ブロック

線が並んだ形状をしており、進行方向を示すものです。視覚障がいのある方が、点字ブロックの突起を足の裏や白杖で確認しながら進むことができるように設置されています。

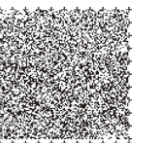


警告ブロック

点が並んでいる形状をしており、危険箇所や誘導対象施設などの位置を示すものです。階段前、横断歩道、駅ホーム、誘導ブロックが交差する分岐点などに設置されています。

注意!

点字ブロックの上に物を置く、自転車を停める、立ち止まって話すなどの行動は大変危険であるため、絶対に止めてください。



コミュニケーション支援ボードについて

コミュニケーション支援ボードとは

しょうがいのある方の中には、話し言葉でうまく意思や状況を伝えられなくても、イラストや写真などを指さすことでコミュニケーションをとれる方がいます。コミュニケーション支援ボードは、イラストを指さすことで、お互いの意思を伝え合えるよう工夫されたものです。



コミュニケーション支援ボード

Communication support board

What is your _____?

あなたの？

名前
Name

住所
Address

電話
Telephone number

(0000)-0000

名前 _____

住所 〒 _____

電話 _____

こんなとき、「コミュニケーション支援ボード」の出番です。

- 相手の伝えたいことが分からない。
- 何かを伝えたいことは分かるが言葉をきき取れない、話の意味が分からない。
- 自分の話が伝わらない。
- しょうがいのある方がそわそわしている、ぶつぶつ言っている、困っている、言葉の意味が通じない。

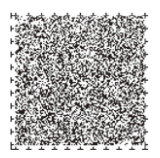
「コミュニケーション支援ボード」を利用しましょう。

- 「コミュニケーション支援ボード」を見せて、イラストを指さしてもらいます。
- 相手が指さした内容に答えましょう。

相手がイラストを指させない場合は。

- 「なに？」と問い掛けて、指さしの見本を示しましょう。
- 「トイレ?」「いたい?」のように、推測されることを指さしてきいてみます。
- うまく伝わらない場合は、一つずつ指さしてきいてみましょう。

【コミュニケーション支援ボード】P37 ▶



ほしい
I want it

やめて
Please stop

暑い
I feel hot

たべたい
I am hungry

のみたい
I am thirsty

寒い
I feel cold

はい
Yes

わかりません
I don't understand

いいえ
No

書いてください
Please write it down

トイレに行きたい
I want to go to the restroom

▲目の不自由な方のための音声コード

思いやりのある地域社会を築こう!

あいサポート条例



鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例

全ての県民が、これまでの取組を更に発展させ、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して、「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称:あいサポート条例)を制定しました。

(平成29年9月1日施行)

5つの基本的な考え方



あいサポート条例の特徴

あいサポート条例は、障がいのある方が暮らしやすい社会づくりに向けて、大きく5つの柱を設けています。

① 障がいへの理解とあいサポート運動の推進

「あいサポート運動」は、さまざまな障がいの特性を理解し、障がいのある方が困っているときには『ちょっとした手助け』をしようという取組です。



② 障がい者差別の解消

障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することは、障害者差別解消法(P42~43)で禁止されています。県では、「障がい者差別解消相談支援センター」を設置しています。

障がい者差別解消相談支援センター

<p>東部:鳥取県人権尊重社会推進局(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>中部:鳥取県中部総合事務所県民福祉局</p> <p>西部:鳥取県西部総合事務所県民福祉局</p>	<p>電話:0857-26-7677、FAX:0857-26-8138</p> <p>電話:0858-23-3270、FAX:0858-23-3425</p> <p>電話:0859-31-9649、FAX:0859-31-9639</p>
---	---

③ 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障

障がいの特性に応じてさまざまなコミュニケーション方法があることを知り、思いやりをもって会話することを心がけましょう。

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段については、各障がいの必要な配慮の中で紹介しておりますのでご覧ください。

「情報アクセシビリティの保障」とは

障がいのある方は、社会生活に必要な情報を得ることが難しい場合があります。県や市町村は、情報のバリアフリー化を促進し、障がいのある方が行政などに関する主要な情報にアクセスできるよう努めます。

④ 災害時における障がい者支援

災害が起こったとき、障がいのある方の中には、誰かの助けがなければ安全に避難することができない方もいます。地域の中での助け合いが大切です。平常時から、地域住民が主体となって「災害に備えた支え愛の地域づくり」に取り組んでいきましょう。

⑤ 障がい者の自立と社会参加の推進

障がいのある方が社会の中で生き生きと自分らしく暮らしていくためには、みんなの障がいについての理解と支援が必要です。

県及び市町村、事業者、県民がそれぞれの立場から努めていくべき内容

- 福祉サービスの充実と虐待防止の促進
- 医療支援
- 教育環境の整備
- 福祉教育の機会の確保
- 就労促進
- 文化芸術・スポーツの推進

行政、事業者、県民の責務や役割を明確化

障がい者が暮らしやすい社会をつくるためには、行政、事業者、県民がお互いに協力し合い、みんなで行動することが重要です。この条例では、それぞれの責務や役割を具体的に示しています。

行政の役割

障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めるための施策を定めて、総合的かつ計画的に取り組めます。

事業者の役割

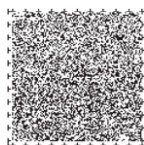
障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

県民の役割

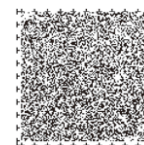
障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が暮らしやすい社会づくりに協力するよう努めます。

障がいの特性に応じた取組を明示

障がい者との意思疎通、災害発生時の情報伝達、避難所での対応について、障がいの種別ごとに、取るべき対応や取組を具体的に示しています。



目の不自由な方のための音声コード



目の不自由な方のための音声コード

しょうがいしゃけんりじょうやく 障害者権利条約



しょうがいしゃけんりじょうやく すべ しょうがいかた じんけんおよ 基本きほんてきじゆう 自由と認め、社会のいちいん 一員として ぞんげん 尊厳をもって せいかつ 生活するを もくてき 目的としています。

この条約では、しょうがいのとらかた 捉え方として、「いagak 医学モデル」ではなく「**しゃかい 社会モデル**」の考え方がはんえい 反映されています（へいせい 平成18年 くにん 国連総会で さいたく 採択 / にほん 日本は へいせい 平成26年 じゆん 批准）。

Check! しょうがいのとらかた 捉え方

しょうがい いagak しょうがいの医学モデル

しょうがいを こじん 個人の じんしん 心身機能や びょうき 病気、
がいしやう 外傷などに せいん 起因する

こじん もん だいい 個人の問題

とら 捉える かんが 考え かつ 考え方

しょうがいしゃけんりじょうやく は こちらを 反映

しょうがい しゃかい しょうがいの社会モデル

しょうがいのある かつ 方にとって、
にちじゆうせい 日常生活又は しゃかいせい 社会生活を うえ 営む上で

しょうがいのある方にとって、 日常生活又は社会生活を営む上で 障壁(社会的障壁)となる

ものを「しょうがい」と捉える かんが 考え かつ 考え方

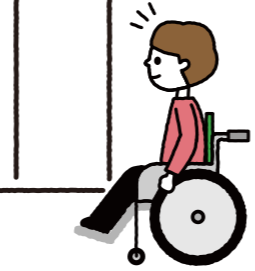
条約では、しょうがいは、かわりうるものであり、しょうがいがある かつ 方と、かんきやう 環境による しょうがいのまわり 障壁・まわりの人たちの たいど 態度との間の「**あいにだん 相互作用**」にせいん 起因するものとされています。

条約の内容を受け、国内での ほうせいび 法整備にあたっては、「しゃかい 社会モデル」の考え方がはんえい 反映されました。

かいだん 階段では
あがれない
||
しょうがいがある



エレベーター
で上がる
||
しょうがい 解消



Check! しゃかい 社会的障壁(バリア)の例

じぶつ 事物の障壁(バリア)

くるまい すりようしゃ 車椅子利用者にとっての
だんさ 段差や しかくしやう 視覚障がい者に
とっての 点字ブロックの
なほどう 無い歩道などの 物理的な
しょうがいのまわり 障壁(バリア)



せいど 制度の障壁(バリア)

しょうがいを 理由として 利用
を 断ったり、制限したり
するなどの 制度面での
しょうがいのまわり 障壁(バリア)



かんこう 慣行の障壁(バリア)

しょうがいのある かつ 方の存在を
いしき 意識していないために、
しやうわつやく 手話通訳や じまく 字幕、
点字などの じやうほう 情報保障が じふぶん 不十分
で、ぶんか 文化に 親しめなかつ
たり、じやうほう 情報面で せいやく 制約されたり
するなどの しょうがいのまわり 障壁(バリア)



かんねん 観念の障壁(バリア)

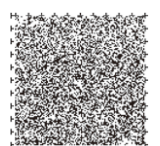
「しょうがいのある かつ 方は たいへん 大変」
「かわいそう 可哀想」などの へんけん 偏見や
むりかい 無理難題、むかんしん 無関心といった
いしき 意識上の しょうがいのまわり 障壁(バリア)



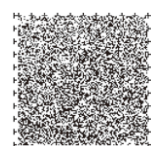
※これらの他、しょうがいのある かつ 方の 日常生活、社会生活上の しょうがいのまわり 障壁となるものは すべて 社会的障壁として 含まれます。

しゃかい 社会的障壁(バリア)を 解消するために

しゃかい 社会的障壁を 解消するためには 社会全体が かわって いくことが 求められます。
じだい 時代・かんきやう 環境の変化に応じて、
たいせつ 適切な サポート・はいりょ 配慮を 一人ひとりが かんが 考え じつせん 実践して いくことが たいせつ 大切です。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード

しょうがいのある方もない方も、チャンス・待遇は平等です。
しょうがいしゃ さべつかいしょうほう

障害者差別解消法

しょうりゆう さべつかいしょう すいしん かん ほうりつ
障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、
お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる
社会の実現を目的としています(平成28年4月1日施行)。

注意! しょうがいのある従業員、職員に対する事業主の義務については、
障害者雇用促進法(P44～P45)が適用されます。

この法律で禁止している「障がいを理由とする差別」とは?

① 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、条件を付けたりしてはいけません。

【例】

- お店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。
 - アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝え、障がいがあることを理由にアパートを貸してくれなかった。
 - スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断られた。
- ※正当な理由があり、その対応がやむを得ないときは、不当な差別になりません。

② 合理的配慮の不提供

障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められます。

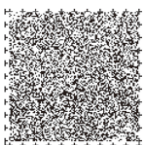
【例】

災害時の避難所で、聴覚障がいのある方がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

申込手続きを行う際に、視覚障がいがあるため必要事項を把握して、自筆で記入することが難しい。

例えば... ホワイトボードなどに
連絡事項を書くようにする。

例えば... 店員が内容を読み上げる、
記入欄に代筆をする。



目の不自由な方のための音声コード



しょうがい理由とする差別を解消するための措置

	ふとう さべつ てきとりあつかい 不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはいりょ 障がい者への合理的配慮
くに ぎょうせい きかん ち ほうこう だんたい 国の行政機関・地方公共団体など	X きんし 禁止	ほうてきぎむ 法的義務 ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行わなければなりません。
みんかん じぎょうしゃ 民間事業者(※1)		ほうてきぎむ 法的義務(※2) ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行わなければなりません。

※1 個人事業者やNPOなどの非営利事業者も含まれます。

※2 法改正により、令和6年4月1日から民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。

ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供とは ~建設的な対話が重要です~

障がいのある方とない方の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整を行ったり、サービスを提供したりすることを「合理的配慮」といい、人によって、状況によって、必要な配慮はさまざまです。お金がかかりすぎる場合など、その負担が過重な場合は対応できないことがあります。建設的な対話を通して、一緒に代替案を考えていくことが重要です。

ごうりてきはいりょ 合理的配慮について詳しくはこちら▶

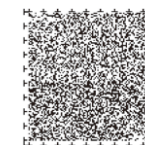
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。内閣府が公開している「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」では、障害者差別解消法の概要や、障がいの特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例などが紹介されています。



●参考/内閣府「障害者差別解消法リーフレット」「障害者差別解消法リーフレット(わかりやすい版)」、日本障害フォーラム『「障害者差別解消法って何?」パンフレット』



目の不自由な方のための音声コード

障害者雇用促進法



雇用の分野では、障害者雇用促進法により、障がい者に対する差別は禁止されており、合理的配慮の提供義務があります。

注意! 雇用の分野以外においては、障害者差別解消法(P42～P43)が適用になります。

Point 1 雇用の分野での障がい者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別を禁止します。

【募集・採用時】

- 単に「障がい者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- 業務遂行上必要でない条件を付けて、障がい者を排除すること

【採用後】

労働能力などを適正に評価することなく、単に「障がい者だから」という理由で、異なる取扱いをすることなど

Point 2 合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

【募集・採用時】

- 視覚障がいがある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- 聴覚・言語障がいがある方に対し、筆談などで面接を行うこと

【採用後】

- 肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- 知的障がいがある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にして一つずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- 精神障がいがある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮することなど

事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障がい者一人ひとりの状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個性が高いものです。

したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障がい者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

Point 3 相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導又は勧告を事業主又は障がい者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

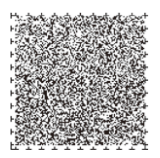
誰もが働きやすい職場づくり

障がいのある方の職場適応と継続雇用に向けて、事業所が利用できる支援策があることをご存じですか？

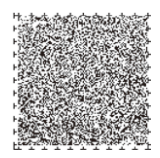
- **職場適応援助者(ジョブコーチ)**
障がいのある方が、できるだけ早く職場に適応し、安心して能力を発揮できるよう、職場を訪問し、障がい者と事業主の双方に対して、仕事の進め方、仕事の教え方、職場でのコミュニケーションなどに関するアドバイスを行うなどの支援を行います。
- **とっとり障がい者仕事サポーター(精神・発達障害者しごとサポーター)**
障がいのある方が安定して働き続けるためには、職場の同僚や上司がその人の障がい特性について理解し、共に働く上での配慮を行うことがとても重要です。鳥取県、鳥取労働局、鳥取障害者職業センターでは、障がいについて正しく理解し、働く障がいのある方の身近な支援者「とっとり障がい者仕事サポーター」となっていただくための講座を毎年開催しています。

この他、障がい者雇用に関するさまざまな施策を国、県などが協力して実施しています。障がいのある方の特性を理解するとともに、能力を発揮し、活躍できる職場環境をつくることや能力開発などを図ることで、企業全体の生産性や活力向上につながっていきますので、まずは、お気軽にご相談ください。

【ご相談＆お問い合わせ先】
とっとり労働局職業安定部職業対策課
電話:0857(29)1708
FAX:0857(22)7717



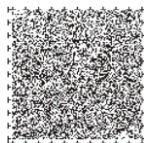
▲目の不自由な方のための音声コード



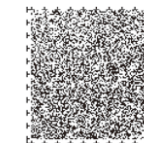
▲目の不自由な方のための音声コード

しょうぼう しょうぼう しょうぼう しょうぼう しょうぼう 障がい福祉関係団体				
く ぶん 区 分	めいしやう しやうざい ち 名称 / 所在地	でんわ 電話	FAX	かんれんペー ジ 関連頁
し かく 視 覚 障がい	こうえきしや だんほう じん とつとりけん し かくしやうがいしやふく しきやうかい 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会 〒683-0001 米子市皆生温泉3丁目18-3 米子市皆生市民プール管理棟2階	0859(35)4336	0859(22)7688	2
	しやかいふく し ほうじん とつとりけん てん じ と しよかん 社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館 〒683-0001 米子市皆生温泉3丁目18-3 米子市皆生市民プール管理棟2階	0859(22)7655	0859(22)7688	
	とつとりけん み ひと かんが かい 鳥取県見えにくい人を考える会	090(7990)2533	-	
ちやう かく 聴 覚 障がい	こうえきしや だんほう じん とつとりけんちやうかくしやうがいしやふくしきやうかい 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-48 堀田ビル2階	0859(30)3720	0859(30)3131	4
	とつとりけんなんちやうしやちゆうと しつちやうしやふくしきやうかい 鳥取県難聴者中途失聴者協会 〒683-0854 米子市彦名町5235番地 橋坂様方	-	0859(29)1190	
	いっばんしや だんほう じんじんこうないじとも かい ア シ タ とつとりし ぶ 一般社団法人人工内耳友の会 [ACITA] 鳥取支部 〒689-3303 西伯郡大山町所子1124-19 山根様方 ☎acita.tottori@gmail.com	080(4005)8062	-	
げん こと 言 語 障がい	とつとりけんせいおんかい おんせい き のうしやう 鳥取県清音会 (音声機能障がい) 〒684-0043 境港市竹内町1324-1 深田様方	0859(45)2651	0859(45)2651	6
もろろ 盲ろう	とつとりもろ しやとも かい 鳥取盲ろう者友の会 〒683-0033 米子市長砂町401 菅澤様方	0859(35)0119	0859(35)0119	8
し たい 肢 体 不自由	しやかいふく し ほうじん とつとりけんしんたいしやうがいしやふく しきやうかい 社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会 〒680-0846 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館3階	0857(50)1070	0857(50)1072	10
	こうえきしや だんほう じんじんこくせきずいそんしやうしやれんごうかいさんいん し ぶ 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会山陰支部 〒682-0946 倉吉市横田497 福永様方	090(1359)6488	-	
	とつとりけん しんたいふ じゆうじしや ふ ぼ かいれんごうかい 鳥取県肢体不自由児者 父母の会連合会 〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県社会福祉協議会内	0857(59)6344	0857(59)6340	
	とつとりけん しんたいふ じゆうじききやうかい 鳥取県肢体不自由児協会 〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県社会福祉協議会内	0857(59)6344	0857(59)6340	
	いっばんしや だんほう じん に ほんきん きやうかい とつとりけん し ぶ 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会 鳥取県支部 〒682-0851 倉吉市西倉吉町423-6 福井様方	0858(28)1776	0858(28)1776	
	に ほん に ぶんせきつしやうきやうかいとつとりし ぶ 日本二分脊椎症協会鳥取支部 〒689-0737 東伯郡湯梨浜町長江300-2 石田様方	0858(32)0023	0858(32)0023	
ない ぶ 内 部 障がい	しやかいふく し ほうじん とつとりけんしんたいしやうがいしやふく しきやうかい 社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会 〒680-0846 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館3階	0857(50)1070	0857(50)1072	12
	とつとりけんじんゆうかい 鳥取県腎友会 〒680-0906 鳥取市港町8番地 旧鳥取海友館内	0857(30)2727	0857(30)2727	
	こうえきしや だんほう じん に ほん きやうかいとつとりけん し ぶ とつとり 公益社団法人日本オストミー協会鳥取県支部 鳥取さざんかの会 〒680-0911 鳥取市千代水2丁目57-2	0857(28)8118	0857(28)8118	
	に ほんしん ぞう とも かいさんいん し ぶ 日本心臓ペースメーカー友の会山陰支部 〒683-0052 米子市博労町4-363	0859(33)3668	-	
	ぜんこくしん ぞうびやう こ まも かいとつとりけん し ぶ 全国心臓病の子どもを守る会鳥取県支部 〒684-0033 境港市上道町314 足立様方	0859(42)2372	0859(42)2372	
じゆうしやうしん 重症心身 障がい	ぜんこくじゆうしやうしんしんしやうがいし じや まも かい とつとりけん し ぶ 全国重症心身障害児(者)を守る会 鳥取県支部 〒689-2312 東伯郡琴浦町金屋343 中原様方	0858(52)2479	0858(52)2479	14
	いっばんしや だんほう じん とつとりけん て いくせいかい 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県社会福祉協議会内	0857(59)6344	0857(59)6341	16
ち ち 知 的 障がい	とつとりけん ち てきしやうがいしやふく しきやうかい 鳥取県知的障害者福祉協会 〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県社会福祉協議会内	0857(59)6344	0857(59)6341	
	ほう だ 発 達 障がい	ほうじん とつとりけん じ へいしやうきやうかい NPO法人鳥取県自閉症協会 〒680-0821 鳥取市瓦町601番地	0857(30)2776	0857(30)2785
ほうじんぜんこく おや かい とつとりし ぶ NPO法人全国LD親の会 らっきょうの花 ☎rakkyou87@ymail.ne.jp		090(6832)8108 /サイトウ	-	

しょうぼう しょうぼう しょうぼう しょうぼう しょうぼう 障がい福祉関係団体				
く ぶん 区 分	めいしやう しやうざい ち 名称 / 所在地	でんわ 電話	FAX	かんれんペー ジ 関連頁
ほう だ 発 達 障がい	あすぱるがーの家族の会 〒683-0001 米子市皆生温泉3丁目18-3 米子市皆生市民プール管理棟2階	090(3638)2445	-	18
	らびットの集い 〒683-0001 米子市皆生温泉3丁目18-3 米子市皆生市民プール管理棟2階	090(5374)7027	-	
	とつとりけん ほくく かい たいせん し ぶ 鳥取県ことばを育む会 大山支部 みらい ☎kotoba.daisen@gmail.com	090(4144)7580	-	
	ほ ごと しや かい 保護者のピアサポートの会 ☎peersapo_family@yahoo.co.jp	090(6414)5337	-	
せい しん 精 神 障がい	とくてい ひ えいり かつどうほうじん 特定非営利活動法人ピアサポートつむぎ 〒682-0044 倉吉市小田79-15 ☎tottori.tsumugi@gmail.com	-	-	20
	ほうたつしやう か ぞく かい 発達障がい家族ネット 〒683-0832 米子市西倉吉町83-1 社会福祉法人地域でくらす会	0859(35)5647	0857(35)5648	
い ぞんしやう 依存症	ほうじん とつとりけん だんしんしやうかい NPO法人鳥取県断酒会 〒689-3221 西伯郡大山町富長70 杉原様方	0859(54)3421	0859(54)3421	22
	ほうじん とつとり NPO法人鳥取ダルク 〒681-0001 岩美郡岩美町牧谷645-4	090(3639)3390 /スギハラ	0857(72)1151	
	ほうじん とつとり NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会鳥取 ☎kazokukai.t@gmail.com	090(9605)8486 /コンドウ	0857(72)1151	
	とつとりけん い ぞんしやうし えんきよてん き かん しやかいりりやうほうじんめい わ かいりりやうふくし 鳥取県依存症支援拠点機関 社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院 〒680-0011 鳥取市東町三丁目307番地	0857(24)1151	0857(24)1024	
	とつとりしる AA鳥取白うさぎグループ AA中四国セントラルオフィス	082(246)8608	082(249)1081	
	ほうじんぜんこく やく ぶつ かい とつとりけんしや かい NPO法人全国薬物依存症者家族会連合会 〒121-0813 東京都足立区竹ノ塚5-18-9-207	03(5856)4824	03(5856)4827	
	とつとり GA鳥取グループ ☎ga.tottorigroup@gmail.com	-	-	
てんかん	こうえきしや だんほう じん に ほん きやうかい とつとりけん し ぶ 公益社団法人日本てんかん協会 鳥取県支部 〒683-0001 米子市皆生温泉2-2-14 NPO法人あかり広場内	0859(35)0505	0859(35)0505	24
	とつとりけん 鳥取県てんかん支援拠点病院 鳥取大学医学部附属病院 〒683-8504 米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院内	0859(38)7504	-	
	こう じ のうき のう 高次脳機能 障がい	とつとりけんこう じ のうき のうしやうがいしや かい ぞく かい 鳥取県高次脳機能障害者家族会 〒683-0816 米子市西倉吉町83-3 障害者生活支援センターまちくら内	0859(35)5647	
なん びやう 難 病	ぜんこく こうげんびやうとも かい とつとりけん し ぶ 全国膠原病友の会 鳥取県支部 ぜんこく びやうとも かい とつとりけん し ぶ 全国パーキンソン病友の会 鳥取県支部 鳥取県難病相談支援センター鳥取・米子内	鳥取 0857(59)0510 米子 0859(38)6986	鳥取 0857(59)0510 米子 0859(38)6985	28
	に ほん きやうかい とつとりけん し ぶ 日本ALS協会 鳥取県支部 〒680-0004 鳥取市北園2丁目133 岡本様方	0857(26)6062	0857(26)6062	
	さんいんもくまくしき そ へんせいしやうきやうかい 山陰網膜色素変性症協会 〒690-0044 鳥取県松江市浜乃木1-5-65	0852(28)7691	0852(28)7691	
ほう だ 発 達 障がい	こうえきしや だんほう じん に ほん とも かい とつとりし ぶ 公益社団法人 日本リウマチ友の会 鳥取支部 〒684-0041 境港市中野町5031 門永様方	0859(44)6768	0859(44)6768	18



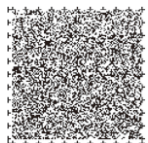
▲目の不自由な方のための
音声コード



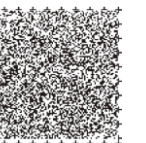
▲目の不自由な方のための
音声コード

市町村の相談機関			
エリア	名称/所在地	電話	FAX
東部	障害者支援センターしらほま 〒689-0201 鳥取市伏野2259-17	0857(59)6036	0857(59)2022
	障がい者支援センターそよかぜ 〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857(22)9511	0857(22)9501
	相談支援事業所アプローズ 〒680-0824 鳥取市行徳3丁目901番地9	0857(30)4635	0857(30)5754
	地域生活支援センターみんなの家 〒689-0202 鳥取市三萩野2丁目81番地	0857(30)7677	0857(30)7678
	相談支援センターゆくり 〒680-0805 鳥取市相生町2丁目405番地	0857(20)0222	0857(20)0222
	鳥取介護サービス相談支援センター 〒680-0921 鳥取市古海707番地1	0857(30)1696	0857(30)1697
	相談支援センターサマーハウス 〒680-0007 鳥取市湯所町1-131	0857(36)1151	0857(36)1152
中部	倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい 〒682-0863 倉吉市瀬崎町2714-1	0858(22)6239	0858(23)7122
	琴浦町障がい者地域生活支援センター 〒689-2392 東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	0858(52)1706	0858(52)1524
	北栄町障がい者地域生活支援センター 〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場大栄庁舎内	0858(37)5851	0858(37)5339
	中部障がい者地域生活支援センター 〒682-0023 倉吉市山根43	0858(26)2346	0858(26)2300
西部	相談支援センターサポートりんくす 〒689-0737 東伯郡湯梨浜町長江310-46	0858(32)1001	0858(32)0989
	障害者生活支援センターすてっぷ 〒683-0064 米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階	0859(37)2120	0859(37)2121
	障害者生活支援センターまちくら 〒683-0816 米子市西倉吉町83-3	0859(35)5647	0859(35)5648
	障がい者支援センター和おん 〒683-0103 米子市富益町4684	0859(30)4623	0859(30)4624
	相談支援事業所エポック翼 〒683-0804 米子市米原1459-4	0859(36)2005	0859(36)2007
	障害者支援センターさかいみなと 〒684-0071 境港市外江町2072	0859(44)2520	0859(44)2526
	JOCAサポート 〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺484	0859(36)8010	0859(36)8010
	大山町社会福祉協議会サポートセンターだいせん 〒689-3211 西伯郡大山町御来屋467	0859(54)2200	0859(54)6028
	相談支援事業所キララみらい 〒689-4121 西伯郡伯耆町大殿1830-1	0859(68)5181	0859(68)5181
	相談支援事業所江美の郷 〒689-4403 日野郡江府町大字久連7	0859(72)3210	0859(72)3211
	相談支援事業所つばみ 〒689-5211 日野郡日南町生山346-1	0859(77)3200	0859(77)3200
障害者生活支援事業所はまなす 〒689-3114 西伯郡大山町田中1383	0858(58)6161	0858(58)2175	

県などの相談機関			
名称	所在地	電話	FAX
鳥取市保健所、 中・西部総合事務所(保健所)	〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4	0857(22)5616	0857(20)3962
	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858(23)3921	0858(23)4803
	〒683-0054 米子市鞆町1丁目160	0859(31)9310	0859(34)1392
児童相談所 (中央/倉吉/米子)	〒680-0901 鳥取市江津318-1 福祉相談センター内	0857(23)1031	0857(21)3025
	〒682-0881 倉吉市宮川町2-36	0858(23)1141	0858(23)6367
	〒683-0052 米子市博労町4-50	0859(33)1471	0859(23)0621
「エール」鳥取県発達障がい者 支援センター	〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町3564-1 鳥取県立皆成学園内	0858(22)7208	0858(22)7209
鳥取県立精神保健福祉センター	〒680-0901 鳥取市江津318-1	0857(21)3031	0857(21)3034
鳥取県聴覚障がい者センター (東部/中部/西部)	〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階	0857(32)6070	0857(32)6071
	〒682-0822 倉吉市葵町724-15	0858(27)2355	0858(27)2360
	〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-48 堀田ビル1階	0859(30)3659	0859(30)3660
鳥取県きこえない・きこえにくい 子どものサポートセンターきき	〒680-0853 鳥取市桜谷173-21	0857(50)0170	0857(50)0176
鳥取県失語症者支援センター	〒683-0067 米子市東町177 東町ビル2階	0859(21)5478	-
鳥取県視覚障がい者支援センター (東部/中部/西部)	〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階	0857(32)8015	0857(32)8018
	〒682-0023 倉吉市山根540-1 パープルビル4階	0858(27)1654	0858(27)1885
	〒683-0001 米子市皆生温泉3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟2階	0859(46)0778	0859(22)7688
鳥取県ロービジョン相談窓口	〒683-8503 米子市西町86 鳥取大学医学部アレスコ棟6階	080(9433)5279	0859(38)7584
鳥取県盲ろう者支援センター (東部/西部)	〒680-0862 鳥取市雲山562	0857(30)8980	0857(30)8981
	〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-36	0859(30)3830	0859(21)1537
鳥取県立総合療育センター	〒683-0004 米子市上福原7丁目13-3	0859(38)2155	0859(38)2156
ペアレントメンター鳥取事務局 (NPO法人鳥取県自閉症協会内)	〒680-0821 鳥取市瓦町601番地	0857(30)0670	0857(30)2785
鳥取県難病相談・支援センター鳥取	〒689-0203 鳥取市三津876	0857(59)0510	0857(59)0510
鳥取県難病相談・支援センター米子	〒683-8504 米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院内	0859(38)6986	0859(38)6985
鳥取県高次脳機能障がい者支援 拠点機関 医療法人十字会 野島病院高次脳機能センター	〒682-0863 倉吉市瀬崎町2714-1	0858(27)0205 支援コーディネーター 望月	0858(23)7122
鳥取県障害者社会参加推進センター	〒680-0846 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館3階	0857(50)1070	0857(50)1072



▲目の不自由な方のための
音声コード



▲目の不自由な方のための
音声コード